

# 佐野地区広域消防組合

## 地球温暖化対策実行計画

平成 21 年 6 月

佐野地区広域消防組合

## 目 次

1. 実行計画策定の趣旨・背景	1
(1) 地球温暖化問題	1
(2) 地球温暖化のメカニズム	1
(3) 地球温暖化による影響	2
(4) 地球環境問題に関する国際的な動向と我が国の対応	2
2. 佐野地区広域消防組合の実行計画の目的	5
3. 実行計画の期間	6
4. 数値目標	7
5. 実行計画の対象とする事務・事業	8
6. 実行計画の取組内容	8
(1) グリーン購入の推進	8
(2) 公用車の適正な維持管理の推進	9
(3) 省エネルギー・省資源対策の推進	9
(4) 廃棄物の減量化・資源化の推進	10
(5) 庁舎・施設等の適正な維持管理の推進	10
(6) 職員に対する研修	10
(7) 実行計画の推進体制の整備と実施計画の点検	11
7. 実施状況の公表	12

## 1. 実行計画策定の趣旨・背景

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて二酸化炭素等の「温室効果ガス」(Green House Gas : GHG) が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河等の融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業等への影響が懸念されています。地球温暖化を防ぐには直ちに温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。

この問題に対する国際的な危機意識の高まりの中で、2005年(平成17年)2月16日、先進各国それぞれの温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「京都議定書」が発効しました。わが国は「2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの期間に、温室効果ガス排出量を1990年(平成2年)の水準より6%削減する」ことを世界に約束しています。このような経過を踏まえ、政府は2005(平成17年)4月に「京都議定書目標達成計画」を策定しました。この中で[京都議定書の目標を達成するためにあらゆる主体が自らの問題として、温室効果ガスの削減に向けて取り組むことが必要である。]としています。

### (1) 地球温暖化問題

今日の環境問題は、従来の産業公害から都市型公害や環境ホルモン、ダイオキシン類などの新たな有害化学物質問題、増大する廃棄物問題など広範多岐にわたってきており、さらに地球温暖化を始めとする地球環境問題が顕在化するという厳しい状況に直面しています。

これらのさまざまな環境問題の中で地球温暖化は、原因が私たちのさまざまな活動に起因しており、その影響は、国境を越え、世代を越えて拡大するという特徴があり、最も根深い深刻な問題であるといわれています。

### (2) 地球温暖化のメカニズム

地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと地球からの放出エネ

ルギーとのバランスによって保たれています。

二酸化炭素やメタンなどは、放出エネルギーを吸収、反射する性質があるため、濃度が高くなると温室のように地球の温度を上昇させる「地球温暖化」現象を引き起こします。

### (3) 地球温暖化による影響

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」の調査によると、20世紀の平均表面気温は、1861年以降 $0.6 \pm 0.2^{\circ}\text{C}$ 上昇しており、積雪面積や海水面積の減少や、20世紀における平均海面水位は0.1～0.2ミリの上昇、また、エルニーニョ現象の頻発・長期化・強力化など、すでに地球温暖化の兆候が観測されています。温暖化対策が実施されない場合、2100年には、地球の平均表面気温が最大 $5.8^{\circ}\text{C}$ 上昇し、平均海面水位が最大88cm上昇、また豪雨、渇水など異常気象現象が増加すると予測されています。

これにより、植生の変化、水資源の地域的な枯渇、海面の上昇による国土の水没、食料生産の地域的な減産、疾病の発生などが地球規模で生じ、将来世代に与える影響も極めて大きいことから、地球温暖化は「21世紀最大の環境問題」といわれています。

### (4) 地球温暖化対策に関する国際的な動向とわが国の対応

このような地球温暖化を防止する観点から、国際的には、1992年(平成4年)に「気候変動に関する国際連合枠組条例」(地球温暖化防止条例)が採択され、同年の「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)においてこれに多くの国が署名し、1994年(平成6年)に同条約が発効されました。

同条約の発効を受けて、1995年(平成7年)には「気候変動に関する国際連合枠組条約第1回締約国会議(COP1)」がドイツのベルリンで開催され、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。

1997年(平成9年)12月には、京都において「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」(地球温暖

化防止京都会議)が開催され、京都議定書が採択されました。

京都議定書においては、長期的・継続的な排出削減の第一歩として、先進国全体の温室効果ガスの総排出量を、2008年から2012年までの第1約束期間に、1990年の水準より少なくとも5%削減することとして先進各国の削減目標が設定され、わが国は6%削減することとなりました。

こうした国際的な動向を受けて、わが国では1998年(平成10年)10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月9日法律第117号。以下「温暖化対策法」という。)が公布され、1999年(平成11年)4月から施行されました。

この法では、京都議定書を踏まえ、温室効果ガスとして二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6物質を指定し、地球温暖化対策に関する国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにし、温暖化対策に関する「基本方針」(以下「国の基本方針」という。)を定め、その推進を図ることとしています。

## COP3 で対象となった温室効果ガス

ガスの種類	排出源等
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	電気、ガス等の使用のほか、化石燃料の燃焼に伴い排出されます。
メタン(CH <sub>4</sub> )	主に自動車の走行に伴い排出されます。
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	主に自動車の走行に伴い排出されます。
ハイドロフルオロカーボン(HFC：13種類)	代替フロン的一种で、主に冷媒として使用され、冷蔵庫、エアコン、カーエアコン、消火器等の使用、廃棄、漏えい事故等に伴い排出されます。
パーフルオロカーボン(PFC：7種類)	代替フロン的一种で、主に冷媒として使用されますが、平成11年5月以降PFCを封入している製品は、市販されていません。
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	主に変圧器等に絶縁ガスとして使用され、電気機械器具の使用、廃棄等に伴い排出されます。

また、平成17年2月に京都議定書が発効したことを受けて、政府は京都議定書の目標を着実に達成するために、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定しています。

地方自治体の責務等については、第4条において温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講じることが規定されるとともに、第20条第2項で地方公共団体は、京都議定書目標達成計画を勘案して施策を総合的・計画的に実施すること、また、第21条については、京都議定書目標達成計画に即して当該市町村の事務及び事業に関し地方公共団体実行計画を策定するものとし、第2項に規定される地方公共団体実行計画は以下の事項について定めるものとされました。

## 「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 「実行計画策定マニュアル」抜粋

一部事務組合等の地方公共団体の組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、実行計画を策定しなければならない。

### 2 佐野地区広域消防組合の実行計画の目的

佐野地区広域消防組合は、紙の使用量の削減、ごみの減量とリサイクルの推進、燃料、電気、ガス・水道使用量の削減等を目標に推進してきましたが、さらに、これまでの推進とともに温室効果ガスの排出量削減等のための措置を定めた佐野地区広域消防組合地球温暖化防止対策実行計画（以下「実行計画」という。）の取組を進めていく

こととしました。

そのため、当消防組合では、「佐野地区広域消防組合地球温暖化防止対策推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、この推進会議において実行計画を策定するとともに、その推進をはかります。

本実行計画の目的は、温暖化対策法第21条に基づき、地域における温室効果ガスの排出削減に向けた取組の模範となるため、消防組合自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスについて消防組合が率先して削減することを目的とします。また、こうした消防組合の取組により、わが国の地球温暖化対策や都市部におけるヒートアイランド対策の推進にも資することを目的とします。

### 3 実行計画の期間

実行計画は、平成20年度から平成24年度（目標年度）までの4年間とする。なお、本実行計画の実施に当たっては、平成20年度中の温室効果ガスの総排出量及び電気・ガス等の使用量等を把握し、これを基準としてそれぞれの取組項目の削減目標等を定め、本計画期間においてその達成を図るものとします。

#### 「佐野地区広域消防組合燃料等使用量」（平成20年基準年度）

項 目		年 間 使 用 量
		20年度
使用量	ガソリン (ℓ)	35,432
	軽油 (ℓ)	18,083
	灯油 (ℓ)	2,826
	液化石油ガス(LPG) (m <sup>3</sup> )	6,633.1
	都市ガス (m <sup>3</sup> )	—
	電気 (kWh)	407,481.0

「佐野地区広域消防組合二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量」

（平成20年基準年度）

項 目		年 間 排 出 量	
		20年度	排出係数
燃料等	ガソリン (ℓ)	82,202.2	2.320
	軽油 (ℓ)	47,377.5	2.620
	灯油 (ℓ)	7,036.7	2.490
	液化石油ガス(LPG) (m <sup>3</sup> )	19,899.3	3.000
	都市ガス (m <sup>3</sup> )	—	2.190
	電気 (kWh)	226,152.0	0.555
	合 計	382,667.7	

※排出係数・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条（平成18年3月24日一部改正）

4 数値目標

削 減 項 目	目 標 及 び 目 標 値
1 電気使用量	庁舎等における電気使用量を6%削減する。
2 燃料使用量	庁舎等及び車両における燃料使用量を6%削減する。（但し、緊急時等の活動は除く）
3 水道使用量	庁舎等における水道使用量を6%削減する。（但し、緊急時等の活動は除く）
4 用紙使用量	コピー用紙・印刷機用紙の総使用枚数を6%削減する。

上記について目標を達成し、温室効果ガス排出量を次のとおり削減する。

佐野地区広域消防組合の活動による温室効果ガスの総排出量を6%削減する。

温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）

平成20年度 382,667.7 トン（基準年度）

平成24年度 359,707.7 トン（目標年度）

(22,960.0 トンの削減)

5 実行計画の対象とする事務・事業

区 分	組 織 ・ 施 設 等
消 防 本 部	総務課、警防課、予防課、通信指令課
消 防 署	佐野消防署、北分署、西分署、東分署

6 実行計画の取組内容

削減項目についての数値目標と温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、職員は積極的に温室効果ガス削減に努めるものとし、具体的には次の取組を実行する。

(1) グリーン購入の推進

物品やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律「グリーン購入法」（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進めます。

- ① OA機器の購入に当たっては、エネルギー効率の良い機器の導入を図る。
- ② 印刷物を発注する際に、使用する用紙、インキ、表面加工、印刷物への表示など環境に配慮した仕様として、印刷業者へ指示を徹底させる。

- ③ 公用車を導入する際は、低公害車とする。
- (2) 公用車の適正な維持管理の推進
- ① 公用車の走行ルート合理化、相乗りなど、公用車の効率的利用を図る。
  - ② 出張等の際は、公共交通機関の利用に努める。
  - ③ 車両整備の徹底、タイヤの空気圧など適正管理に努める。
  - ④ 車両の運転に当たっては、経済走行に心がけ、空ふかし、不要なアイドリングを防止する。
  - ⑤ 公用車の使用に当たっては、車1台ごと走行距離、給油量等を記録し、適正な利用管理に努める。
  - ⑥ 低公害車のない車両等を購入する際は、できる限り環境への負荷の少ないものの購入に努める。
  - ⑦ 消防組合の委託業務等で使用する車両についても、環境負荷の少ない車種の使用を受注者に促す。
- (3) 省エネルギー・省資源対策の促進（緊急時は除く）
- ① 不必要な照明の消灯やOA機器の電源を切ることを徹底する。
  - ② OA機器については、待機中も電力を消費する電化製品の主電源は切り、節約待機モード機能付電気機器は、こまめな切替を行う。
  - ③ 庁舎内照明（パソコン等含む）の昼休み消灯や時間外における不要箇所の消灯を行う。
  - ④ トイレ、給湯室、書庫等使用の都度点灯するよう徹底する。
  - ⑤ 冷房温度は28℃、暖房時は室温が20℃となるよう設定するとともに、運転時間をできるだけ短縮する。
  - ⑥ 夏季の軽装（クールビズ）や冬季の重ね着（ウォームビズ）を行い、空調機器の使用を抑制する。
  - ⑦ エレベーターの職員使用は、特別な事情を除き原則禁止とする。

⑧ 日常的な節水に努める。

(4) 廃棄物の減量化・資源化の推進

- ① コピー、プリントアウトについては、両面使用を積極的に実施する。
- ② 内部資料の作成（コピー、プリントアウト）については、裏紙使用とする。
- ③ 庁内情報システム（各課連絡・メール等）を利用し、ペーパーレス化に努める。
- ④ 各所属においてパンフレット、計画書等の印刷物の部数を見直しする。
- ⑤ 使用済みの封筒は再使用に努める。
- ⑥ プラスチック容器やレジ袋の持込を自粛する。
- ⑦ 割り箸の使用をやめ、マイ箸を使用する。

(5) 庁舎・施設等の適正な維持管理の推進

- ① 敷地内、施設内の緑化を推進する。
- ② 工事の発注の際には、低騒音型機械を導入するなど工事車両の騒音・振動・粉塵等の公害の発生防止に努める。
- ③ 透水性舗装の導入、浸透マスの設置など、雨水の地下浸透の促進に努める。
- ④ 施設の整備・改修の際には、自然エネルギー設備の導入に努める。

(6) 職員に対する研修

- ① 計画推進責任者及び実施責任者を対象として、地球温暖化対策に関する知識の普及と「実行計画」の推進に関する研修
- ② 職員を対象として、地球温暖化対策に対する認識と「実行計画」の理解を深めることを目的とした研修
- ③ 新規採用職員を対象として、環境に対する認識と「実行計画」の理解を得ることを目的とした研修

## (7) 実行計画の推進体制の整備と実施計画の点検

### ① 推進体制

本実行計画を実施・運用していくためには、各職場単位で取組を推進することが必要であることから、基本的に以下のような推進体制で取り組んでいくこととする。

ア 推進会議の事務局は、消防本部総務課に置く。

イ 所属長は、推進会議を構成する委員について、計画推進責任者及び実施責任者（以下、「計画責任者等」という。）各1名を選定し、事務局長へ報告するものとする。

ウ 各所属は、計画推進責任者を中心に計画を実施・運用することとする。

### ② 推進方法

ア 佐野地区広域消防組合の全職員が自らの業務を遂行する中で、「地球温暖化対策取組項目」に従って、環境負荷の低減を図るべく実践する。

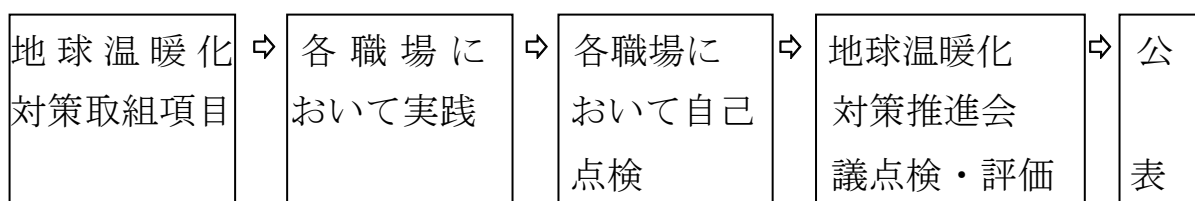
イ 各職場の計画責任者等は、総務課より毎月の水道、電気等の使用量の報告をもとに、職場単位で点検を行い、温室効果ガスの削減を図るべき指導にあたる。

### ③ 点検・評価

各職場からの取組に関する報告に基づき、推進会議において取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検、評価する。

総合的点検・評価の方法は、PDCA サイクル（Plan＝計画、Do＝推進、Check＝点検、Action＝見直し）により実施し、必要に応じて取組内容の改善など本実行計画の見直しを行い、次年度により効果的な取組を図っていくこととする。

図－1 取組の流れ（PDCA サイクルによる）



- ※1 一部事務組合であり、消防という特殊性から限られた範囲での取組となるが、各分野において、温室効果ガスの排出抑制等に直接又は間接的に資する取組を取り上げて体系化し、可能な限り具体的行動を示すこととする。
- ※2 「温室効果ガスの排出量抑制対策に直接資する取組」である電気、ガス及び車両燃料等の使用量削減の措置は、消防組合における事務及び事業から排出される温室効果ガスの総排出量を減じる効果があることから、数量的目標を設定して重点的に取組むこととする。
- ※3 直接的には温室効果ガス排出量の削減量は把握できないが社会全体でみて温室効果ガスの総排出量を減じる効果がある措置である「温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組」についても、可能な限り数量的目標を設定して取組を進めることとする。

## 7. 実施状況の公表

本実行計画の策定及び取組状況等について、次により管内住民等に広く公表する。

- ① 佐野地区広域消防組合ホームページ
- ② 各署所掲示場